

計画作成年度	令和5年度
計画主体	広島県尾道市

尾道市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業部 農林水産課
所 在 地 広島県尾道市久保一丁目15番1号
電 話 番 号 0848-38-9473
F A X 番 号 0848-37-2377
メー ル ア ド レ ス norin@city.onomichi.lg.jp

(令和7年3月 改訂)

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、カラス、ヒヨドリ、ヌートリア、シカ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	広島県尾道市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲 果樹(柑橘類、ブドウ、イチジク、モモ、柿、栗) 野菜(サツマイモ、ジャガイモ、大根、キヌサヤ、キャベツ、南京、スイカ、トマト)	131.0万円、2.3ha 2,847.0万円、17.3ha 60.0万円、0.2ha
サル	果樹(ブドウ、柿) 野菜全般	575.0万円、3.5ha 10.0万円、0.2ha
カラス	果樹(ブドウ、モモ、柑橘類、イチジク、柿)	507.0万円、15.0ha
ヒヨドリ	果樹(ハウスブドウ、ブドウ、早生みかん、中晩相等)	407.0万円、13.0ha
ヌートリア	水稲	2.0万円、0.1 ha
シカ	野菜(大豆)	15.0万円、0.1 ha
カワウ	魚類(メバル、アイナメ、タイ類、カサゴ、コノシロ等)	877.0万円、ー

(2)被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、島嶼部を含め、御調町・原田町・木ノ庄町・美ノ郷町等の中山間部において、4月から5月にかけてタケノコへ、8、9、10月における水稻、イモ類・野菜等へ、ブドウ・桃・柑橘等の果樹へと農作物全般に対し発生している。水稻については、防護柵の普及により、水稻への被害は減少傾向にあるが、その周辺の法面や、水路付近での掘り返しによる、圃場の崩壊被害が増加傾向にある。また、因島地域・瀬戸田町等の島嶼部における柑橘類への被害は、果実の食害のみならず、幼木・成木の枝折りや根の掘り起こし、園地の石垣の崩壊等が多数発生しており、被害額が甚大となっている。

令和3年度捕獲数は、前年度に比べて13%程度増加しており、1,940頭となっている。ここ数年では、2,000頭に近づく捕獲実績となっており、被害も特に柑橘類で高止まりの状況となっている。現状においては、銃器による捕獲或いは止めさしが困難となる市街地への出没が増えており、主に、向東町・向島町・百島町・因島地域や瀬戸田町の島嶼部や、鳴滝山麓地域、竜王山を取り巻く区域並びに浄土寺山や西國寺周辺区域等の住宅密集地や市街地に被害を及ぼすとともに、噛みつきによる人身事故や公道における衝突事故、空き家のみならず、一部地域では住居への侵入も発生している状況下であり、目撃情報や被害報告件数も増加している。

②サル

サルによる被害は、特にブドウの産地である木ノ庄町畑・木門田・市原地区或いは隣接する御調町市・河内・国守地区において、ブドウ・栗・柿等の収穫期に20頭～100頭前後の群れが移動しながら被害を及ぼしている。最近では、群れから出た「ハナレザル」が、市街地や民家の庭先に出没し、農作物被害のみならず、人に対する威嚇行動や、引っ掻かれる等の人身被害も発生している。

また、最近では、島嶼部においてもサルの目撃情報があり、広範囲におけるサルの生息区域の拡大が懸念されている。

令和3年度の捕獲数は9頭となっており、最近数年は、くくりわなによる捕獲実績が増加傾向にある。

③カラス

カラスによる被害は、向島町・向東町・因島地域・瀬戸田町等島嶼部又は高須町・山波町等果樹・野菜において

被害が発生している。果樹においてはブドウ・桃・柑橘類・イチジク・柿等の収穫期の食害が、また、野菜においてはスイカ・キャベツ・トウモロコシ等の収穫期の食害が深刻となっている。

令和3年度の捕獲数は2,603羽であり、箱わなによる大規模捕獲により、近年は急激に増加している。

④ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、向島町・向東町・因島地域・瀬戸田町等島嶼部の果樹を中心に被害が発生している。特に柑橘類等の収穫期における食害が発生しており、被害額は増加傾向にある。また、野菜においては浦崎町・因島地域等のキャベツの産地で被害が発生している。

令和3年度の捕獲実績は無く、数年ごとの大量襲来があるため、捕獲については極端な傾向にある。

⑤ヌートリア

ヌートリアによる被害は、尾道市内のほぼ全域のため池、河川及び水路に生息情報があり、水稻、野菜、特に白菜、ホウレンソウ、ニンジン等を中心に被害が増えつつある。島嶼部においても、柑橘の若木及び成木の根の食害等の被害が発生している。

令和3年度の捕獲数は2頭となっているが、被害の増加とともに捕獲実績も増加傾向にある。

⑥シカ

シカによる被害は、野菜・豆類の苗の食害、水稻やヒコバエを食すための水田への侵入、ヒノキ等の樹皮への被害等がある。主に、御調町・木ノ庄町全般において捕獲実績があり、特に、親子の目撃情報・幼獣の捕獲が増加しつつあることから、今後、増加の傾向及び農作物被害が増えてくるものと予想される。

令和3年度の捕獲頭数は34頭となっており、ここ数年の捕獲実績は増加傾向にある。

⑦カワウ

カワウによる被害は、尾道市内海域全体で発生しており、魚類、主に、メバル・アイナメ・タイ類・カサゴ・コノシロ等食害の実態がある。

被害予想については、被害額が877万円程度と推定されている。

令和3年度の捕獲実績は無い。カワウ対策については、広島県との連携が不可欠となっている。

(3)被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	3,038.0万円	2,126万円
サル	585.0万円	409万円
カラス	507.0万円	354万円
ヒヨドリ	407.0万円	284万円
ヌートリア	2.0万円	1.4万円
シカ	15.0万円	10.5万円
カワウ	877万円(推定)	613万円

指標(被害面積)	実績(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	19.8ha	13.9ha
サル	3.7ha	2.5ha
カラス	15.0ha	10.5ha
ヒヨドリ	13.0ha	9.1ha
ヌートリア	0.1ha	0.03 ha
シカ	0.1ha	0.03ha
カワウ	—	—

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	本市では、旧市町単位で捕獲班が整備されているため、それに準じて、広島県猟友会尾道地区と連携して、尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会における被害発生予察・実施計画に基づき、捕獲を実施している。 捕獲手段に関して、捕獲班による銃器・わなを用いた捕獲の実施と併せ、市の貸出箱わなの設置事業を捕獲班・地元住民と連携して実施している。 また、箱わなへのアニマルセンサー等設置による効率的な捕獲や、捕獲班員のわな見回り等の負担軽減を図るための長距離無線式捕獲パトロールシステムの導入を図った。 令和6年度から参画する一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構（通称tegos）（以下、tegos）から派遣された専門職員（フィールドアドバイザー（FA））（以下、FA）に協力を得ることで、より効率的な捕獲となるよう捕獲の補助を行っている。	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。 さらに、鳥獣は市町の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町と連携した捕獲の実施についても喫緊の課題となっている。 また、有害鳥獣の出没に対して銃器使用ができない市街地における捕獲や、近年、被害が増えつつあるヌートリア、アライグマ等外来生物種や小動物の農作物被害及び有害鳥獣の生息状況調査等、急務の課題がある。
防護柵の設置等に関する取組	尾道市では、鳥獣防護さく等設置事業として、農林業者の防護柵設置に対して補助を行っている。 平成30年度からは、要綱改正により、市街地出没防止を目的とする非農林業者で構成する団体に	中山間部においては、防護さくの整備が進みつつあるが、島嶼部においては防護さくの普及が急務となっている。

組	よる大規模さく設置に対する補助も行っている。 また、補助申請者が、防護さくの設置指導を希望すれば、tegosのFAによる実地指導を行っている。	
生息環 境管理 その他 の取組	地域からの要請による出前講座の開催により、イノシシの生態や地域ぐるみでの取組等の知識の普及・啓発をtegosのFAと協力しながら、行っている。 また、新規の防護さく設置者に対しては、正しい設置の仕方を周知・啓発している。	有害獣の温床となる耕作放棄地の整備や、放任果樹の除去等に係る地域住民啓発活動や支援が課題となっている。

(5)今後の取組方針

尾道市における被害防止対策としては、防護さく設置などの「防護」と「有害捕獲」及び「生息環境管理」を組み合わせ対応することが効果的であると考えている。

今後は、「防護」については、防護さく設置の普及・啓発に努めるとともに、引き続き設置に対する補助を実施していく。平成23年度の要綱改正による2戸以上で2筆以上を効率的に囲う防護さく設置補助に加え、平成30年度からは、市街地出没防止を目的とした町内会等団体の大規模さく設置に対する補助も実施している。

「捕獲」については、被害情報の提供・捕獲状況の情報交換等、捕獲班との連携を密にしながら捕獲体制を進めるとともに、ICT技術の導入により、捕獲班員の負担軽減を図り、貸出箱わな設置事業の推進及び協力等を実施していく。また、市内各捕獲班或いは周辺市町との捕獲体制の確立を目指していく。さらに、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じていく。

「生息環境管理」については、市民編として「みんなでとりくもう～イノシシが近づきにくい環境づくり」、農家編として「イノシシの近づきにくい環境づくりに取り組もう!」の冊子により、市民・農家への周知徹底を図るとともに、アドバイザーとして被害地へ出向き、柵設置、刈り払いによる緩衝帯設置及び放任果樹の除去等の指導や、地元住民の要請により、出前講座を開催し、有害鳥獣に対する知識の習得と実践的な被害防止に繋がるよう対策を講じていく。

今後もtegolに参画することで、鳥獣害に対する、最新の知識と被害防止策を習得する。また、より効果的な防止策を講じていけるよう、tegolとの協力体制を維持し、住民に対し防護策を周知していく。

※ 今後の計画

- ① 捕獲と防護さくの両面での被害防止対策を推進する。
- ② 市内全域或いは周辺市町との捕獲体制の確立を目指す。
- ③ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ④ 有害鳥獣の生息状況及び生態調査を関係機関と連携して進めるとともに、生息環境管理を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

既存の体制(7班・134名)により農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を実施していく。

大型獣の銃器による捕獲については、半矢を防止するために、ライフル銃を使用する場合がある。

尾道有害鳥獣捕獲班第1班(25名)・尾道有害鳥獣捕獲班第2班(2名)・御調有害鳥獣捕獲班(27名)

向島有害鳥獣捕獲班(7名)・因島有害鳥獣捕獲班(44名)・瀬戸田有害鳥獣捕獲班(10名)・瀬戸田わな有害鳥獣捕獲班(19名)

また、実施隊においては、導入した箱わなの貸し出し設置管理や箱わな設置時の捕獲者へのサポート等、協力体制を強化していく。

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、サル、カラス、ヒヨドリ、ヌートリア、シカ、カワウ	捕獲班と連携して、国事業を活用し、捕獲機材(箱わな・ICT技術等)の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための講習会・試験等の啓発・広報を実施し、新規免許取得に係る手数料補助、捕獲班員の免許更新補助等、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、効果的な捕獲を行うために、国事業を活用して有識者による講演会を開催し、技術指導者の育成または市民への啓発を図る。 カワウについては、県や近隣市町との連携の上、海域ごとに検討した対策方法を実施していく。実施については、先進的な捕獲技術について情報収集し、積極的に技術導入を図るとともに、カワウ被害及び対策について普及啓発を図る。
令和6年度	同 上	同 上
令和7年度	同 上	同 上

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
広島県鳥獣保護管理事業計画や、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 ① イノシシ 尾道市においては、最近の捕獲頭数が 令和元年度1,850頭、2年度1,724頭、3年度1,940頭と2,000頭に近づく勢いで増加しつつあるため、令和5年度以降の捕獲計画数を2,100頭とする。それ以降については被害状況を見ながら、随時変更していくものとする。 ② サル サルについても、被害件数が増加しているとともに農作物への被害は深刻である。最近の捕獲頭数が、令和元年度17頭、2年度17頭、3年度9頭であり、特にブドウの収穫時期に畑地区と御調町との境を20頭～100頭前後の群れが行き来し被害をもたらしているため、令和5年度以降についても継続して群れを分散させないよう捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数を20頭とする。 ③ カラス カラスについては、吉和町・木ノ庄町畑・高須町・山波町・島嶼部等の主に市内の特産物に係る果樹・野菜への被害が深刻となっており、特にその収穫期に被害が集中している。平成29年度からの箱わなによる捕獲により、急激に捕獲羽数が増加しており、令和元年度 2,374羽、2年度 1,872羽、3年度 2,603羽と推移しており、令和5年度以降も継続して、箱わな及び銃器による捕獲を行っていくこととし、捕獲計画数を2,700羽とする。 ④ ヒヨドリ ヒヨドリについても、カラスと同様に果樹、野菜への被害があるが、捕獲実績は、各年度に大幅な推移があり、令和元年度 0羽、2年度 104羽、3年度 0羽となっており、令和5年度以降も継続して捕獲を行っていくこととし、捕獲計画数は300羽とする。 ⑤ ヌートリア ヌートリアについては、ほぼ全市域に生息情報があるが、特に野菜・果樹について浦崎町・御調町・因島地域に被害が増えつつある。捕獲実績は、令和元年度 8頭、2年度 4頭、3年度 2頭と推移しており、令和5年度以降も継

続いて捕獲に取り組むこととし、捕獲頭数を20頭とする。

⑥ シカ

シカについては、御調町・木ノ庄町・栗原町で捕獲実績、目撃情報があり、捕獲実績については、令和元年度 33頭、2年度 41頭、3年度 34頭であり、幼獣の捕獲も多くなっていることから、生息数も増えていると推察される。特に、林業におけるヒノキの新芽・樹皮の食害や野菜・水稻の食害について被害が増えつつあり、令和5年度以降も継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲頭数を50頭とする。

⑦ カワウ

カワウについては、近年、市内海域全体における漁業被害が深刻化している。捕獲については、コロニーからの追い払いを主体に対策が行われているため、近年の実績は無い。

特に、カワウ対策については、県、近隣市町及び尾道市水産振興協議会と協議・連携を図りながら進めていくこととなっており、対策方針によっては、内水面のみならず海域での捕獲活動の機会も増えると予想されることから、令和5年度以降の捕獲数は100羽とする。

※①・②・⑤・⑥・は銃器・わな(箱わな・くくりわな)、③は銃器・箱わな、④・⑦は銃器を用いて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2100	2100	2100
サル	20	20	20
カラス	2700	2700	2700
ヒヨドリ	300	300	300
ヌートリア	20	20	20
シカ	50	50	50
カワウ	100	100	100

捕獲等の取組内容
イノシシ・サル・シカ・ヌートリアについては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を利用し、箱わなを購入し銃器・わなを用いて4月1日から11月14日、翌年の3月1日から3月31日に予察捕獲を行う。 カラス・ヒヨドリ・カワウについては、銃器(カラスは箱わなも含む)を用いて4月1日から11月14日、翌年の2月16日から3月31日に予察捕獲を行う。 対象区域は尾道市内全域である。なお、原則として区域は旧地域単位で分けるものとするが、各捕獲班が臨機応変に協力体制を取れるよう、尾道市全域としている。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、シカ等の大型獣類の捕獲については、半矢を防ぎ、より確実な捕獲を行うために、場合によっては射程距離が長く、遠距離からでも命中率の高いライフル銃を使用する必要がある。 実施時期は、4月1日から11月14日、翌年3月1日から3月31日に行い、区域は尾道市全域(銃器使用可能場所)とする。 また、人身被害のおそれがある場合は、警察の立会いの下、使用する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル ヌートリア シカ	電気さく 20,000m 金網 20,000m トタン板 500 m	電気さく 20,000m 金網 20,000m トタン板 500 m	電気さく 20,000m 金網 20,000m トタン板 500 m
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット 500 m	防鳥ネット 500 m	防鳥ネット 500 m

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル ヌートリア シカ	防護柵設置後は、柵周辺の刈り払いを行い、侵入箇所の有無の確認やその補修及び補強を図るよう、また、柵周辺に出没する場合には、複数人による追い払い及び山への追い上げを行うよう指導する。	同 左	同 左
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット設置後は、侵入箇所の有無の確認やその補修及び補強を行うよう指導する。	同 左	同 左

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

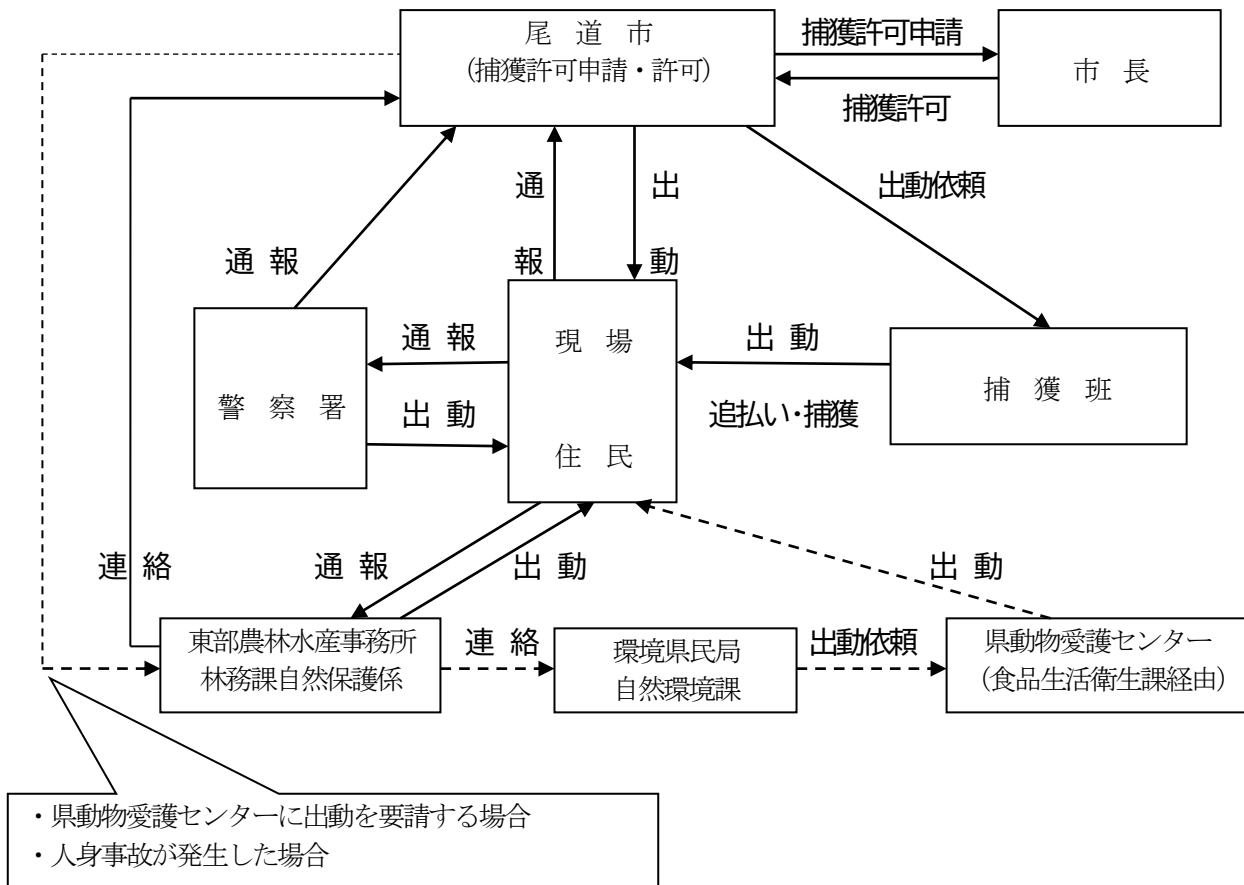
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル	被害防止に関する普及啓発として、市民編及び農家編として市が作成した冊子により、市民・農家への周知徹底を図るとともに、アドバイザーとして被害地へ出向き、地域ぐるみで取り組み可能な柵設置、刈り払いによる緩衝帯設置及び放任果樹の除去等の指導を行う。 また、地元住民の要請により、出前講座を開催し、有害鳥獣に対する知識の習得と実践的な被害防止に繋がるような対策を普及啓発していく。
令和6年度	同上	Tegosと協力体制を維持することで、以下の取組により効果的な防止策となるよう努める。 被害防止に関する普及啓発として、市民編及び農家編として市が作成した冊子により、市民・農家への周知徹底を図るとともに、アドバイザーとして被害地へ出向き、地域ぐるみで取り組み可能な柵設置、刈り払いによる緩衝帯設置及び放任果樹の除去等の指導を行う。 また、地元住民の要請により、出前講座を開催し、有害鳥獣に対する知識の習得と実践的な被害防止に繋がるような対策を普及啓発していく。
令和7年度	同上	同上

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	違法わな等により捕獲されている場合の調査又は狩猟取締り
尾道警察署・福山西警察署	住民の安全確保、違法わな等による捜査、不測の事態が生じた場合の警職法第4条第1項の措置
尾道市	住民の安全確保、追い払い、捕獲班への指示、有害鳥獣捕獲許可申請・許可
広島県猟友会尾道地区 (尾道市有害鳥獣捕獲班)	追い払い、捕獲・止めさし(銃器又はそれ以外の方法)

(2)緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場で埋設、または解体処理施設で解体後に焼却処理場へ運搬し、焼却する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲等をした対象鳥獣の有効利用については、処理加工施設の確保、同施設の管理運営、経済性、食肉検査等安全衛生面、販路の模索等の検討すべき懸案事項があり、当面は各地の情報収集に努めていく。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2)処理加工施設の取組

該当なし

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会	
構成機関の名称	役割	
尾道市役所産業部農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。	
広島県猟友会尾道地区	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
尾道市農業協同組合、三原農業協同組合、尾道市水産振興協議会	対象地(海)域を巡回し、技術指導・情報提供・捕獲協力を行う。	
尾三地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。	

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
尾道警察署、福山西警察署	オブザーバーとして尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福山市、三原市、世羅町、府中市	有害鳥獣関連情報の提供並びに市町境の捕獲許可事務手続き等を行う。
広島県東部農林水産事務所林務課自然保護係 広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所農村振興課産地推進係	オブザーバーとして尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
広島県東部農業技術指導所	技術指導等を行う。
一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構	野生鳥獣による農作物被害等の更なる被害低減のため、市内全域で活動を行う。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

尾道市鳥獣被害対策実施隊は、平成23年12月6日に設置され、市長が指名した市職員により編成されている。 わな免許所持者5名を含む、計12名が構成員として配置されており、市役所本庁及び各支所単位で、有害鳥獣の捕獲、防護柵の設置及びその他の被害防止対策に関する事項を所掌している。
--

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構に参画し、鳥獣被害防止対策に係る専門的な助言、指導を行うことによって、集落等が主体的に防除活動を実施できるよう体制整備を行う。
--

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
